

海老名市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健康や安全・衛生面での適切な保育水準を確保するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づき届出を義務づけられた私設保育施設（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。以下「施設」という。）に対し、入所児童の処遇改善を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、神奈川県届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱（以下、県要綱という。）に定める事業とする。

(補助額の算出方法等)

第3条 前条に規定する補助事業の補助金の額は、県要綱による県補助額に市負担額として同額を加えた額とする。

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする施設の責任者（以下「申請者」という。）は、届出保育施設利用者支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、毎年3月1日までに市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請にかかる補助対象事業については、当該年度の4月1日から適用するものとする。ただし、年度途中で補助対象となった施設については、この限りではない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは届出保育施設利用者支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 申請者は、前条の規定により通知を受けた後において補助金の額の変更を受けようとするときは、届出保育施設利用者支援事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更交付申請書の提出があった場合には、補助金の交付決定を変更することができ、そのときは届出保育施設利用者支援事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、請求書により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、適当と認めたときは補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第8条 この補助事業の実績報告は、届出保育施設利用者支援事業費補助金事業実績報告書（第5号様式）により、当該会計年度終了後20日以内に行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に間接補助事業者の消費税の申告により当該補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第~~14~~6号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。
なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。

《平成14年10月1日・制定》

《平成21年4月1日・一部改正》

《平成22年4月1日・一部改正》

《平成28年8月1日・一部改正、平成28年4月1日適用》

《令和3年7月1日・一部改正》